令和5年度 障がい福祉サービス 集団指導資料(訪問系 報酬編)

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】

令和6年3月

倉敷市

指導監査課

障がい福祉課 事業所指導室

令和5年度集団指導資料(訪問系 報酬編)目 次

1	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る見直しの内容	
	(訪問系サービス)	P 1
2	介護給付費の算定及び取扱いに関する主な指導事項について	P8
3	参考資料(特定事業所加算算定要件、訪問系サービスの従業者	
	及びサービス提供責任者の主な要件)	P 15

1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る見直しの内容(訪問系サービス)

(1)居宅介護

① 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

・ 特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への 支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者へ の対応」の中に、「重度障害児(重症心身障害児、医療的ケア児)への対応」を追 加する。

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位 数に加算する。

- ・特定事業所加算(I)(①~③のすべてに適合)所定単位数の20%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅱ)(①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ) (①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算 (IV) (①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

「現 行]

- ① サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)
- ② 良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

「見直し後〕

①及び② (略)

- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者<u>並びに重</u> 症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者<u>並びに</u> 重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上)
- ※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所について は、3 年間の経過措置を設ける。

② 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

・ 居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居 宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に 従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の 向上を図る観点から、これを廃止する。 ※ あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として 配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定 単位数 30%減算する」措置も廃止。

③ 通院等介助等の対象要件の見直し

・ 居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地 (病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを 条件に、支援の対象とする。

≪通院等介助等の対象要件の見直し≫

「現 行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

「見直し後〕

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

(2) 重度訪問介護

① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

≪入院中の重度訪問介護利用の対象拡大≫

「現 行]

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から 起算して、90 日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

「見直し後〕

<u>区分4以上</u>に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、(中略)所定単位数を算定する。

② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

・ 重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院 前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該 重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

≪入院時支援連携加算【新設】≫

300単位/日

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は 診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問 し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護 事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度 として所定単位数を加算する。

③ 熟練従業者による同行支援の見直し

- ・ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業 者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- ・ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

≪熟練従業者による同行支援の見直し≫

[現 行]

・ 障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

[見直し後]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、(中略)当該利用者の支援に熟練した従業者が 同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要 時間120時間以内に限り、所定単位数の100 分の90に相当する単位数を算定する。
- ・ <u>指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者(15%加</u> 算対象者)に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者 の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合 に、それぞれの従業者が行

<u>う重度訪問介護につき、所要時間120 時間以内に限り、所定単位数の100分の90 に</u>相当する単位数を算定する。

(3)同行援護

① 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件
 - の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であ
 - り、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

≪同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位 数に加算する。

- ・特定事業所加算(I)(①~③のすべてに適合)所定単位数の20%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅱ)(①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(皿)(①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算 (IV) (①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

「現 行]

- ① サービス提供体制の整備
 - 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学 科修了者等 30%以上
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

「見直し後〕

- ① (略)
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学 科修了者等 30%以上

・ 盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20% 以上

③及び④ (略)

(4) 行動援護

① 短時間の支援の評価

・ 行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行う ようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直 すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行う。

≪行動援護の報酬設定の見直し≫

ŕ	亍動援護サービス費	[現行]		[見直し後]
イ	所要時間30分未満の場合	258単位	\rightarrow	288単位
口	所要時間30分以上1時間未満の場合	407単位	\rightarrow	<u>437単位</u>
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	592単位	\rightarrow	<u>619単位</u>
Ξ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	741単位	\rightarrow	<u>762単位</u>
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	891単位	\rightarrow	905単位
^	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,040単位	\rightarrow	<u>1.047単位</u>
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,191単位	\rightarrow	<u>1,191単位</u>
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,340単位	\rightarrow	<u>1,334単位</u>
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,491単位	\rightarrow	<u>1,479単位</u>
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,641単位	\rightarrow	<u>1,623単位</u>
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,791単位	\rightarrow	<u>1,764単位</u>
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,940単位	\rightarrow	<u>1,904単位</u>
ワ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2.091単位	\rightarrow	2,046単位
力	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,240単位	\rightarrow	<u>2,192単位</u>
彐	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,391単位	\rightarrow	<u>2,340単位</u>
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,540単位	\rightarrow	2,485単位

② 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対して の医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・ 加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修 を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・ 加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18 点以上の者」を追加する。

≪行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位 数に加算する。

・特定事業所加算(I)(①~③のすべてに適合) 所定単位数の20%を加算

・特定事業所加算(Ⅱ)(①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算

・特定事業所加算(Ⅲ)(①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算

・特定事業所加算(IV)(①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備
 - ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

「見直し後〕

- ① サービス提供体制の整備
 - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
 - ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及 び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該 関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。
 - ※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3 年間の経過措置を設ける。
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者<u>及び行動</u> 関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上)
- ④ (略)

③ 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

・ 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務 者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置に ついて、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

2 介護給付費の算定及び取扱いに関する主な指導事項について

(1) 減算に関すること

① 身体拘束廃止未実施減算

【主な指摘事項】

- ア 指定基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に(年1回以上)開催していなかった。
- イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していなかった。
- ウ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実施していなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 身体拘束配置未実施減算については、次のa~dのいずれかに該当する事実が生じた場合には、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月(指定基準を満たしていない状況が確認された月)から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間について、利用者全員について所定の減算(※)をすること。
- a 指定基準に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- b 指定基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を定期的に(年1回以上)開催していない場合
- c 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- d 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実施していない場合
- ※ 減算する単位数については、これまで「1日につき5単位」でしたが、令和6年 度報酬改定により、「所定単位数の1%」に改定されます。

② 支援計画シート等未作成減算

【主な指摘事項】

ア 行動援護の提供に当たり、支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙を作成していなかった。

【該当サービス】

行動援護

【適正な取扱い】

○ 行動障害を有する者の支援について関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のあ

る支援を行うため、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏 性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど 準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート及び支援手順書 を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録すること。

○ 行動援護の提供に当たっては、支援計画シート等が作成されていない場合は、所 定単位数の100分の95に相当する単位数を算定すること。

③ 同一敷地内建物等減算

【主な指摘事項】

ア 指定居宅介護事業所と同一敷地内建物に居住する者に対して、サービス提供を行った場合に、減算を適用していなかった。

【該当サービス】

居宅介護

【適正な取扱い】

- 指定居宅介護事業所と同一敷地内建物等に居住する者に対して、サービス提供を 行う場合は、所定単位数の100分の90を算定すること。
- 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する 者に対して、サービス提供を行う場合も、所定単位数の100分の90を算定する こと。

(2) 基本報酬に関すること

① サービス費の算定(実績記録との相違)

【主な指摘事項】

ア サービス費の請求内容について、サービス提供実績記録の回数と相違してい た。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

○ 請求の根拠となるサービス提供実績記録の内容を十分に確認した上で請求を行う こと。また、人為的なミスが発生しないよう、複数の職員で確認する等の対策を講 じること。

② サービス費の算定(個別支援計画との相違)

【主な指摘事項】

ア サービス費について、個別支援計画に基づいた時間ではなく、実際に要した 時間で算定されていた。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- サービス提供を行った場合には、実際に要した時間により算定するのではなく、 個別支援計画に基づいて行われるべき居宅介護(重度訪問介護・同行援護・行動援 護)に要する時間に基づき算定すること。
- 個別支援計画には、提供時間等を含め具体的な内容を記載するとともに、個別支援計画で定めた内容が実際のサービス提供と合致しない状態が継続する場合は、速やかに、計画の見直し、変更を行うこと。

③ サービス状況記録表(行程表)

【主な指摘事項】

ア 外出支援を伴うサービスを提供した際に、サービス状況記録表(行程表)が 作成されていなかった。

【該当サービス】

居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

○ 外出支援を伴うサービスを提供した場合は、介助不要時間等を明確にするため、 サービス状況記録表(行程表)を作成し、サービス費請求時に市(障がい福祉課) へ提出すること。

④ 通院等介助(院内介助の取扱い)

【主な指摘事項】

ア 通院等介助について、ヘルパーによる院内介助を報酬の対象としていたが、 病院の職員では対応できないこと、院内での介助が必要である身体状況である ことの判断や根拠がアセスメント票及び個別支援計画に明記されていなかっ た。

【該当サービス】

居宅介護(通院等介助)

【適正な取扱い】

- 居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」旨が示されている。居宅介護事業所において、適正なアセスメント等を行った結果、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態に該当し、かつ院内において移動による介助、知的・行動障害等のための見守り、排せつ介助等の支援を行う場合にサービス状況記録表(行程表)を作成し、現にサービス提供を行った時間を算定することができる。
- 院内における支援が必要な場合、その必要性を詳細かつ具体的にアセスメントや ケア会議で検討し、その内容を反映した指定計画相談支援及び居宅介護個別支援計 画に基づきサービスを提供すること。

⑤ 2人介護

【主な指摘事項】

ア 2人の従業者によりサービス提供を行うことについて、個別支援計画への位置付けがなされておらず、利用者の同意を得ていることが確認できなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

○ 2人の従業者によるサービス提供内容と時間を明確にして、個別支援計画へ適切に記載し、利用者の同意を得ること。(2人介護の支給決定を受けている利用者であることが前提)

(3) 加算に関すること

① 初回加算

【主な指摘事項】

- ア サービス提供責任者が自らサービス提供をしておらず、かつ同行もしていない場合に、初回加算を算定していた。
- イ サービス提供責任者が同行した記録が確認できなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 初回加算は、新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又はその他の従業者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に、サービス提供責任者が同行した場合に算定できる。
- サービス提供責任者が同行した場合は、同行した旨を記録すること。

② 緊急時対応加算

【主な指摘事項】

ア 緊急時対応加算の対象となるサービス提供について、適切な記録が残されて いなかった。

【該当サービス】

居宅介護(身体介護、身体介護を伴う通院等介助)・重度訪問介護・同行援護・行動 援護

【適正な取扱い】

- 当該加算については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供 責任者が個別支援計画の変更を行い、計画的に訪問することとなっていない指定居 宅介護等を、その要請を受けてから24時間以内に行った場合に1月につき2回を 限度として算定できる。
- 算定の対象となる指定居宅介護等の提供を行う場合は、個別支援計画の変更を行うとともに、要請のあった時間、要請の内容、当該サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨を記録すること。

③ 特定事業所加算

【主な指摘事項】

- ア 前3月の実績により届出を行った事業所について、人材要件の介護福祉士等 の直近3月間の割合を確認するための記録がなかった。
- イ 体制要件のうち計画的な研修の実施について、個別の研修計画が主に高齢者 を対象にした内容となっていた。
- ウ 人材要件のうち一定の実務経験を有するサービス提供責任者が変更になった際に、変更後のサービス提供責任者の実務経験証明書が市に提出されていなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合を毎月ごとに記録し、所定の割合を維持しているか確認するとともに、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算の体制届(終了)の届出をすること。
- 介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に提供する従業者の場合、障がい者 への支援力向上を考慮し、高齢者に関する内容に偏ることなく、障がい者に関する 内容も含めた研修計画とすること。
- 人材要件に関わる一定の実務経験を有するサービス提供責任者が変更になった場合は、変更届のほか、引き続き加算の要件を満たすことが分かる書類(実務経験証明書)を市へ提出すること。

④ 福祉·介護職員処遇改善加算等

【主な指摘事項】

- ア 処遇改善計画書の内容を全ての職員に周知したことが、資料から確認できなかった。
- イ 労働条件通知書に、福祉・介護職員処遇改善加算等に係る手当額の記載はあったが、賃金改善の取組みに関する内容等については、周知ができていなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

○ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に当たっては、処遇改善計画書の内容(賃金改善に関する計画、実施期間及び実施方法その他の処遇改善の計画等)をすべての福祉・介護職員(特定加算及びベースアップ等加算においては、すべての障害福祉人材等)へ周知すること。また、そのことを証明する資料(会議録、周知文書等)を保管すること。

(4) その他

① 移動支援事業との兼務

【主な指摘事項】

ア サービス提供責任者以外の従業者が、移動支援事業に従事した時間を、指定 基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間に含めていた。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

○ サービス提供責任者については、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとされており、指定事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて、1以上で足りるとされている。この規定は、サービス提供責任者以外の従業者には適用されないため、サービス提供責任者以外の従業者が移動支援事業に従事した場合、当該移動支援事業に従事した時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間から除くこと。

居宅介護 特定事業所加算 算定要件

区分			ול	叩算種別及び要件		
		項 目		(Ⅱ)	(Ⅲ)	(IV)
			+20%	+10%	+10%	+5%
	①-ア	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、 当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定してい る。	•	•	•	
	①-イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				•
体制要件	2	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	•	•	•	•
要件	3	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けている。	•	•	•	•
	4	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施している。	•	•	•	•
	5	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	•	•	•	•
	6	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	•	•	•	•
	1	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	•	⊕又は② - ア及び、		
人材要件	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者である。	•	イのいずれか		
	2-1	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、 常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	•	に該当		
	②-ウ	配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下である事業所であって、基準により配置することとされるサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				•
重度障害者対応要件	1	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の30以上である。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分 ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。	•		•	
	2	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援 区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療 的ケア児の占める割合が100分の50以上である。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分 ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3 年間の経過措置を設ける。				•
		15				

重度訪問介護 特定事業所加算 算定要件

			加算和	重別及び	別及び要件	
区	分	項 目		(Ⅱ)	(Ⅲ)	
			+20%	+10%	+10%	
	1	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	•	•	•	
	2	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当 該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービ ス提供責任者が従業者に対してサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導 を目的とした研修を必要に応じて行っている。	•	•	•	
体制要件	3	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っている。	•	•	•	
	4	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施している。	•	•	•	
	5	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	•	•	•	
	6	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	•	•	•	
	7	サービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供している。	•	•	•	
٠	1	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	•	⊕又は② - ア及び		
人材要件	②-ア	全てのサービス提供責任者が3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者経験修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1 級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者である。	•	イのいずれかに		
	2-1	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、 常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	•	該当		
対応要件重度障害者	1	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上である。	•		•	

同行援護 特定事業所加算 算定要件

区分			ול	算種別	算種別及び要件		
		項 目		(Ⅱ)	(Ⅲ)	(IV)	
	ı		+20%	+10%	+10%	+5%	
	①-ア	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、 当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定してい る。	•	•	•		
	①-イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				•	
体制要件	2	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該 事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	•	•	•	•	
要件	3	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けている。	•	•	•	•	
	4	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施している。	•	•	•	•	
	5	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	•	•	•	•	
	6	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施し ている。	•	•	•	•	
	1	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上 ・同行援護従業者養成研修課程修了者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上 ・直ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が100分の20以上 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分	•	①又は② - ア及びイのい			
人材要件	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士、 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上 の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1 級課程修了者である。	•	いずれかに該当			
	2-1	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、 常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	•				
	②-ウ	配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下である事業所であって、基準により配置することとされるサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				•	
重度障害者対応要件	1	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援 区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30 以上である。	•		•		
対応要件	2	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援 区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50 以上である。				•	

行動介護 特定事業所加算 算定要件

				加算種別及び要件				
区分		項 目	(I)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(IV)		
			+20%	+10%	+10%	+5%		
	①-ア	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、 当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定してい る。	•	•	•			
	①-イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				•		
	2	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	•	•	•	•		
体制要件	3	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従 業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文 書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担 当する従業者から適宜報告を受けている。	•	•	•	•		
	4	サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び 利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関 係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けている。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分 ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3 年間の経過措置を設ける。	•	•	•	•		
	5	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施している。	•	•	•	•		
	6	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	•	•	•	•		
	7	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施し ている。	•	•	•	•		
	1	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、 常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	•	⊕又は② - ア及び				
人材要件	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者又はサービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者である。 ※下線部分は、令和6年度報酬改定による見直し部分	•	イのいずれかに				
	2-1	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、 常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	•	該当				
	②-ウ	配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下である事業所であって、基準により配置することとされるサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				•		
重度障害者対応要	1	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上である。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分	•		•			
対応要件	2	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援 区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50 以上である。				•		

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

R 6. 4. 1

			介護	重度訪	問介護	同行	ī援護	行動	援護
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③(旧)居宅介護従業者養成研修(1級課程)修了者		0	0	0	0	○ (実務1年)	O (+⑪)	〇 (実務2年) (※3)	○ (実務5年) (※3)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者 ⑤介護職員初任者研修課程修了者 ⑥(旧)居宅介護従業者養成研修(2級課程)修了者		0	×	0	○ (実務3年)	〇 (実務1年)	○ (実務3年) (+⑪)	〇 (実務2年) (※3)	○ (実務5年) (※3)
⑦障害者居宅介護 ⑧(旧)居宅介護従	從業者基礎研修課程修了者 業者養成研修(3級課程)修了者	○ (減算)	×	0	Δ (※2)	〇 (実務1年) (減算)	×	×	×
⑨重度訪問介護従	業者養成研修課程修了者	O (※1)	×	0	∆ (※2)	×	×	×	×
同行援護従業者	⑩一般課程修了者	×	×	×	×	0	×	×	×
養成研修	⑪応用課程修了者	×	×	×	×	〇 (一般+応用)	○ (+①~⑥のいずれか)	×	×
②盲ろう者向け通	訳·介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	O (※3)	×	×	×
③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる研修を 修了した者		×	×	×	×	0	0	×	×
⑭行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行 動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修 了者		×	×	0	∆ (※2)	×	×	〇 (実務1年)	○ (実務3年)

^{※1} 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単価が適用される。

^{※2} 本来の要件を備えたサ責を確保できないなど、特にやむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

^{※3} 令和9年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。